

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画 における「量の見込み」の算出等の考え方

平成30年8月24日

はじめに

子ども・子育て支援法第 61 条において、市町村は、国が示す基本指針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号）をいう。以下同じ。）に即して、5 年を 1 期とする市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「支援事業計画」という。）を定めるものとされている。

各市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、平成 27 年度を始期とする支援事業計画の計画期間の終期が平成 31 年度（2019 年度）であることから、2020 年度を始期とする第二期の支援事業計画を改めて作成する必要がある。

そこで、第一期の支援事業計画の作成にあたって示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（平成 26 年 1 月 20 日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡。以下「第一期手引き」という。）を基本としつつ、「子育て安心プラン」（平成 29 年 6 月 2 日公表）、「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）【改訂版】」（平成 29 年 6 月 29 日内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡）等を踏まえ、第二期の支援事業計画作成にあたっての「量の見込み」の算出等の考え方を提示する。

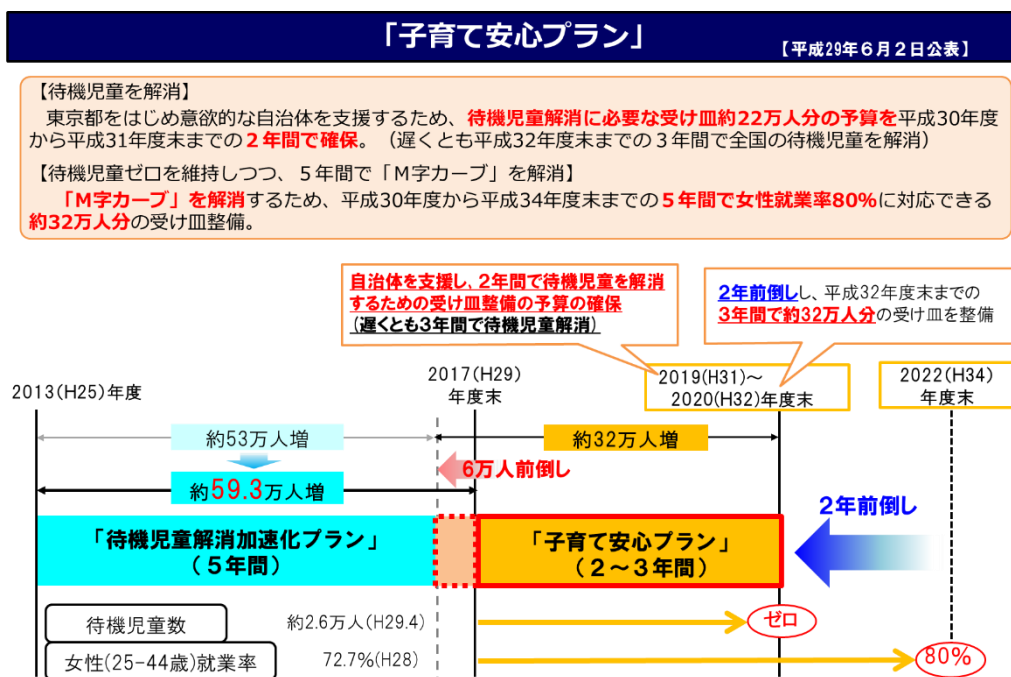
なお、今回提示する考え方の活用方法も含め、具体的な算出方法等については、各市町村において地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、適切に判断頂きたい。

※ 各項目名後の（ ）内は、第一期手引きにおける該当ページを示している

1 提供体制確保の実施時期の設定（P3）

支援事業計画における提供体制確保の実施時期は、「子育て安心プラン」において目標年次としている 2020 年度末までに、量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定する。

【参考】子育て安心プラン



2 量の見込みの算出に用いる子どもの年齢について（P9）

量の見込みの算出に用いる子どもの年齢については、「調査又は抽出時における年齢」が回答時点における年齢に最も近く、各年齢のニーズをより適切に把握できると考えられるが、市町村の判断で4月1日時点での年齢（学年齢）によることも可能である。

3 トрендや政策動向、地域の実情等の考慮

教育・保育の量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえること。

特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起や、「子育て安心プラン」において、国においては、2018 年度末から 2020 年度末までの 3 年間で女性就業率 80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備をすることとしていることに留意するとともに、「『子育て安心プラン』の実施方針について」（平成 29 年 12 月 21 日子保発 1221 第 1 号厚生労働省子ど

も家庭局保育課長通知）に基づく子育て安心プラン実施計画との整合性の確保を図ること。

また、保育ニーズ（２・３号）のみならず、教育ニーズ（１号）についても、政策動向や地域の実情等によって変動する可能性があることから、実態を適切に把握した上で、仮に提供体制に不足が見込まれる場合には、幼稚園・認定こども園（１号）の定員増や、公立幼稚園の入園対象年齢の満３歳への引下げ等により確実に提供体制を整備すること。

なお、トレンドや政策動向、地域の実情等を考慮し、量の見込みに補正が必要であると見込まれる場合には、例えば、第一期の支援事業計画作成に当たって実施した利用希望把握調査等（基本指針第三の一３（二）に規定する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等をいう。以下同じ。）と第二期の支援事業計画作成に当たって実施する利用希望把握調査等の結果を比較する方法や、これまでの支給認定の実績値の推移の傾向を把握する方法などが考えられる。

４ 都市開発部局との十分な情報共有

都市開発部局と十分に情報共有、連携を行い、大規模マンション等の開発が行われる際には、量の見込みを大きく変動させる要因となり得ることから、必要に応じて補正を行うこと。なお、保育所や地域型保育事業所等を併せて整備することにより、社会増に伴い必要となる保育の受け皿を確保すること。

※ 「10 放課後児童健全育成事業の量の見込み」（後述）も参照。

５ ０歳児保育の量の見込み（P38）

０歳児保育の量の見込みについては、次の点を考慮する必要がある。

- ・現在の育児休業の取得状況
- ・「１歳から必ず利用できる事業があれば、１歳になるまで育児休業を取得したい」者の保育ニーズの、今後の保育サービスの拡充に伴う変動
- ・１年超の育児休業取得の希望
- ・年度当初から年度末にかけて、出生に伴い段階的に利用者数が増加すること

このため、育児休業の取得状況の実態等を踏まえ、よりニーズの実態に近いものとなるよう、適切に量を見込むこと。

６ 「調査票のイメージ」における設問の修正

第一期の支援事業計画作成時に示した「調査票のイメージ」（「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案について」（平成 25 年 8 月 6 日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡）別紙 4 をいう。以下同じ。）問 15-1 の選択肢について、次のように修正すること。ただし、既に調査を実施している市町村においては、追加調査を依頼するものではない。

なお、これに伴い、第一期手引きにおいて一部変更となる箇所があるため、次の表のとおり

り読み替えること。

問 15-1 の選択肢（設問省略）	
1. 幼稚園	2. 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)
3. 認可保育所 (国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員 20 人以上のもの)	4. 認定こども園 (幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)
5. 小規模な保育施設 (国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員が概ね 6 ～ 19 人のもの)	6. 家庭的保育 (保育者の家庭等で 5 人以下の子どもを保育する事業)
7. 事業所内保育施設 (企業が主に従業員用に運営する施設)	8. 自治体の認証・認定保育施設 (認可保育所ではないが自治体が認証・認定した施設)
9. その他の認可外の保育施設	10. 居宅訪問型保育 (ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)
11. ファミリー・サポート・センター (地域住民が子どもを預かる事業)	12. その他 ()

第一期手引き 該当ページ	読み替え前	読み替え後
12, 19, 21, 24, 26	選択肢 3 から <u>9</u>	選択肢 3 から <u>10</u>
38	「3 認可保育所」から「 <u>9</u> 居宅訪問型保育」	「3 認可保育所」から「 <u>10</u> 居宅訪問型保育」

7 共働き等家庭の子どもの幼稚園利用について（P33）

共働き等家庭の子どもの幼稚園利用について、正確にニーズを把握することを目的として、「調査票のイメージ」に問 16-2 を追加すること。ただし、既に調査を実施している市町村においては、追加調査を依頼するものではない。

なお、幼稚園における預かり保育等の取扱いについての量の見込みの算出・確保方策の考え方については、後日別途示す予定である。

問 16-2 問 16 で「1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）」または「2. 幼稚園の預かり保育」に○をつけ、かつ3～12にも○をつけた方にうかがいます。特に幼稚園（幼稚園の預かり保育をあわせて利用する場合を含む）の利用を強く希望しますか。当てはまる番号に○をつけてください。

1. はい 2. いいえ

8 企業主導型保育施設の地域枠の活用

基本指針において、企業主導型保育施設について、企業主導型保育施設の設置者と調整を行い、地域枠について、市町村の利用者支援の対象とした場合には、2号認定子ども及び3号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めて差し支えないとされていることから、その積極的な活用を図ること。

		2020 年度				2021	2022	2023	2024
		1 号	2 号	3 号		…	…	…	…
				0 歳	1・2 歳				
量の見込み		500	500	150	300	…	…	…	…
確保 方策	特定教育・ 保育施設	500	480	140	290	…	…	…	…
	企業主導型 保育施設の 地域枠	—	20	10	10	…	…	…	…

9 特定教育・保育施設等の定員の取扱い

(1) 当該年度の翌年度の教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数が当該年度の必要利用定員総数を上回る場合には、当該年度の翌年度の必要利用定員総数に基づき需給調整を行うこと。

(2) 保育所や認定こども園の整備を新たに行った後、4・5歳児定員については、定員割れが生じる一方で、0～2歳児については、定員超過が生じることが多いことに鑑み、運営開始後1～3年目については、4・5歳児定員を少なく設定し、2年目以降については、入所児童の進級に伴い、4・5歳児の定員の増加を図るなど、施設側と調整し、地域の保育ニーズに伴い、柔軟な定員設定を行うこと。

10 放課後児童健全育成事業の量の見込み（P40）

(1) 新たに策定するプランにおいては、女性の就業率の上昇や保育ニーズの高まりを踏まえ、2023年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の更なる受け皿を拡大することと

しており、これを踏まえ、量の見込みを算出すること（基本指針を改正予定）。

（２）小学校２年生以上の量の見込みについては、これまでの放課後児童健全育成事業の利用の伸び率や小学校１年生に係る量の見込みとのバランスを見ながら、適切な数字を算出すること。

（３）放課後児童健全育成事業の利用の申し込みや登録児童・待機児童の実績値の分析に加え、地域の実態に応じ、保育所の新設や大規模マンションの新設等、今後、量の見込みを大きく変動させ得る要因の動向の分析や小学校４年生以上の高学年児童の利用ニーズの分析を踏まえ、適切な補正を行うこと。

※ 新たなプランを策定・発出後、本考え方の補足として、当該事業の量の見込みの算出及び提供体制の確保の内容について、新たに策定するプランに基づく考え方を示す予定である。市町村においては、本考え方及び追って発出予定の放課後児童健全育成事業に関する補足の事務連絡の双方を参照いただき、量の見込みの算出等を行っていただきたい。

なお、放課後児童健全育成事業に係る利用希望把握調査等については、上記補足の事務連絡の発出を待たず、他の調査と併せて行うことも差し支えない。

11 子育て短期支援事業の量の見込み（P43）

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）においては、孤立した育児によって虐待につながるものないう、子育て短期支援事業等の市町村の在宅支援サービスの充実と受け皿の確保を図ることとしている。

これを踏まえ、子育て短期支援事業の量の見込みについては、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、保護者の育児疲れや育児不安などの事由により本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど、適切な補正を行うこと。

12 利用者支援事業の量の見込み（P66）

利用者支援事業については、子育て中の親子にとって、より身近な場所に設置することができるよう、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。

なお、次のように基本型・特定型と母子保健型を分けて計画に記載すること。

		2020 年度	2021	2022	2023	2024
量の見込み	基本型・特定型	5 か所	…	…	…	…
確保方策	基本型・特定型	5 か所	…	…	…	…

		2020 年度	2021	2022	2023	2024
量の見込み	母子保健型	5 か所	…	…	…	…
確保方策	母子保健型	5 か所	…	…	…	…

13 今後のスケジュール（イメージ）

国	都道府県・市町村
2018 年度 【～3 月】 基本指針の改正作業 改正基本指針の公布	【～3 月】 利用状況把握調査等の実施・ 集計（市町村）
2019 年度 【2 月頃～】 量の見込みと確保方策の 調査（～2020 年 4 月頃）	【～3 月】 量の見込みの算出・確保方策 の検討等、第二期支援事業計 画の作成作業（市町村及び都 道府県）
2020 年度	【4 月～】 第二期支援事業計画期間開始 （市町村及び都道府県）